徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村統
印刷所　今滝印刷所

10月　広報のしおり

天高く馬肥える、暮しよい季節となりました。

寒くなる前にこの冬の衣服のプランを立て、更生できるものは更生し、新鮮な気持ちで冬の衣服が身につけられるよう、準備したいものです。

また、農繁期でいくら仕事が忙しいとて、秋の夜長に、毎日の新聞ぐらい目をとおしたいものです

お母さん方は、気候の変り目ですから、特に子どもたちの健康には、十分注意してあげてください

味覚の秋といわれる反面、食中毒も多い季節ですから、農繁期中は、ことさら、食品衛生にも十分に注意いたしましょう。

協同募金にご協力を

今年も恒例の「赤い羽根」の共同募金がはじまっています。

あたたかい気持ちで、ご協力をお願いいたします。

産米の調製は念入りにしよう

みのりの秋、毎日ご苦労さまですが、産米の調製には念を入れて徳地米の声価を高めましょう。

徳地町商工会の設立準備進む

徳地町商工会設立発起人会では今年十二月目標で、会の設立準備を急いでいますが、町のよりよい発展のため、慎重に準備され、将来の大発展を祈ってやみません。

10月11日～20日まで

秋の交通安全運動行わる

今年も、例年のとおり、全国秋の交通安全運動が行われます。

ふえる交通禍から、あなた自身を守るために、十分注意しましょう

10月5日から11月20日まで

大原湖上流を禁漁区に設定

町、佐波川漁業協同組合では佐波川ダム（大原湖）上流を、右期間中、禁漁区に指定しました。

十月の税金

国民健康保険税（第四期）
町・県民税（第三期）

納期限は十月三十一日です。

期限内にお早くお納めください

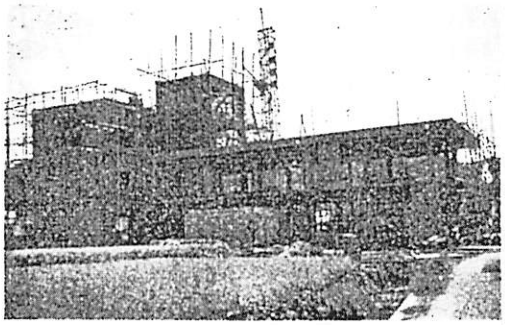

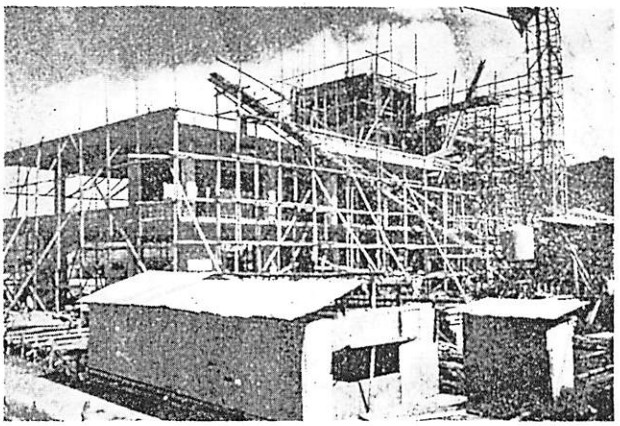

庁舎の建築進む（写真右は前面よりみた全景　上は裏側よりみた全景）

庁舎建築はいろいろの事情で当初の計画より若干はおくれるもようですが、関係者は、できるだけ早く完成しようとはり切っています。

農繁期の防犯と火災予防に注意

定例第3回町議会
更正予算額2億5900万円
教育委員、評審委員の選任など十四議案を議決

昭和三十六年第三回定例町議会は、九月二十九日午前九時三十分から、中央公民館で開かれました。この日、全議員出席、町よりは三役および教育長はじめ各参与が列席しました。

当日の主な議事は、町教育委員に有井義治氏の再任、固定資産評価審査委員会委員に山本重樹氏の再任、公平委員会委員に藤本卓二氏の選任を決めたこと、庁舎建築、災害単独事業、林野盗伐事業等の起債承認の後、本年度一般会計第一次追加更正予算は、変更総額二億五千九百万円が議決承認されました。

午后六時五十分本会議閉会の後、全員協議会に移り、粟屋助役より当面の諸問題につき懇談了解を求め、午后七時二十分散会しました。

当日の議案のあらましをつぎに説明しましょう。

議案第一号
徳地町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

九月三十日で任期の終る、徳地町大字三谷、一八九九番地有井義治氏の再任に同意の議決がなされたので、任命のうえ、向う四年間、町教育委員会委員として仰いていただくわけです。

議案第二号
徳地町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の同意を求めることについて

前委員の徳地町大字八坂一二〇四山本重樹氏の再任を可決されました。

議案第三号
徳地町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

徳地町大字堀一七四五番地藤本卓二氏を新しく選任することに同意されました。

議案第四号
土地購入について

徳地町大字柚木、国長正之さん所有の田、八畝十一歩、外畦畔二十九歩を十三万七百円で購入、町立柚木小学校用地とするものです。

議案第五号
山口県農業信用基金協会入会について

これは、農業構造改善をはかるため、必要な資金の融通を円滑にする措置を講ずるため、農業信用基金協会法が今臨時国会で可決実施され、山口県農業信用基金協会が設立された場合、同協会の会員になることについて議決を求めたものです。

現在においては、暫定措置として、県農業基金信用協会の会員として運用されており、法の制定とともに、山口県農業信用基金協会に移行することが予定されております。

そしてこの運用によって、農業経営の近代化事業に必要な資金の融通をはかり、農業基本法で示している農業構造の改善事業を推進しようというわけです。

議案第六号
分収林（官行造林）解約について

これは、公有林野等官行造林法の廃止に伴ない、町有林地の官行造林地のうち、現在まで造林施業を行っていない地域について官行造林契約を解約するということです。

官行造林法の廃止で、今後は新しく官行造林は施行されないけれども、すでに施業ずみのものについては、官行造林法はそのまま適用されるので、既得権は害されることはありません。

議案第七号
分収林設定について

この議案は、第六号議案の官行造林の解約地に対し、新しく、分収造林特別措置法および森林開発公団法に基ずく分収林を設定しようというものです。

これは森林開発公団と土地所有者である町との二者契約ともう一つは造林者を加えた三者契約との二方法があるわけで、町としては

◎徳地町大字柚木字佐太郎六一一の一番地の内、保安林、七十五町六反四畝

◎徳地町大字引谷、生山四一の一保安林、二町三反八畝三歩

◎徳地町大字引谷字生山四二の二保安林十四町六反二畝二十二歩

◎徳地町大字引谷字ます谷新峠四三の一山林二町九反一畝十歩

◎徳地町大字引谷四三の一五保安林、十四町四反六畝二十歩

◎徳地町大字引谷字杉山四二の二保安林、三五、一二ヘクタール

これはだいたい森林組合が植林を受持つ、いわゆる三者契約の予定になっています。

議案第八号
町有林立木売却につき議会の議決を求めることについて

これは、大字三谷字五郎谷、大迫など七件の町有林立木の売却をしようというもので、年次計画による施業案で計画されたものです。

議案第九号
町有林不要存地払下げにつき議会の議決を求めることについて

議案第十、十一、十二号
徳地町起債について

これは、庁舎関係起債、一千万円過年度災害土木、耕地復旧事業関係で五百万円

公有林野盗伐事業（造林）の起債第五四〇万円となっています。

議案第十三号
徳地町税滞納整理に伴う特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について

この条例は、町税の滞納を短期間に完全整理するため、滞納整理の強制執行に従事し、これを完結したとき特殊勤務手当を支給することを定めたものです。

議案第十四号
昭和三十六年度徳地町一般会計第一次歳入歳出追加更正予算の議定について

既定予算額二億一千四百五十万円が、第一次追加額四千四百五十万円で、総予算額は二億五千九百万円となっています

歳出予算のうち主なものは、庁舎関係一、三七一万円の増、災害土木費四四五万円増、教育費では六三九万円の増、産業経済費において四七八万円、公債償還金には七八二万円が当てられております

私の意見

私は、ある部落の国民年金保険料集納などのお世話をしている者ですが、私が部落内の各世帯から保険料を集めて歩くとき、ある家では、役場か、どこかの寄附でも集めに歩くように思われたり、また時には、口にだしてそういう意味の「いやがらせ」みたいなことをいわれることもあります。

そのとき私は、口にこそだしませんが、腹立たしさやら、情なさを感じます。

それは、この方たちが、ほんとうに心から、拠出制国民年金の趣旨、目的、性質などをよく理解しないままに、ただゞ出せゞといわれるからから、仕方なく保険料を納めているように思える現実に対して考えていただきたいということです。

国民年金制度については、国、県、市町村では、いろいろの方法で広報活動をしてきましたね。

しかしながら、まだまだ、こうした根本的な問題についての認識

国民年金に も少し理解を

が、部落のすみずみにまで、徹底していないということです。

こうしたことの責任は、どこにあるかは知りませんが。国民年金加入者の皆さん方は、自分が毎月納めている金が何の金であるのか役場へ寄附するのかどうか、国民年金の保険料といえば、先ではもらえるのかどうか、どのくらいもいろいろ流して得た金を、自分の老後のために積立てておく金です。

国民年金保険料を集めたり、役場に納めたり、いろいろ世話してくださる方たちに、かりそめにもこうした不快な気持ちを起させないよう、お互いが理解と協力をしようではありませんか。

また関係ご当局では、こうした無理解の人が一人もなくなり、みんなが心から理解と、なつとくのうえ、老後の安心のため喜んで加入し、保険料を納められるように機会あるたびに、努めていただきたいと思います（とく名氏稿）

人も車も安全交通
―秋季交通安全運動―

十月十一日から二十日までの十日間は、恒例の「全国秋季交通安全運動」が行われます。

国民年金保険料を集めたり、役場に納めたり、いろいろ世話してくださる方たちに、かりそめにもこうした不快な気持ちを起させないよう、お互いが理解と協力をしようではありませんか。

また関係ご当局では、こうした無理解の人が一人もなくなり、みんなが心から理解と、なつとくのうえ、老後の安心のため喜んで加入し、保険料を納められるように機会あるたびに、努めていただきたいと思います（とく名氏稿）

交通機関の発達に伴ない、私たちの社会生活は、たいへん合理化されましたが、その反面、交通事故は毎年ふえる一方で、徳地警部派出所管内でも、今までにないほど交通事故の発生をみています。

この運動は、県民運動として行われることは、申すまでもありませんが、警察では特につぎの点を運動の主な目標として、取りあげていくことになっています。

1　交通安全をはかるための教育を徹底させる意味で、児童生徒の通行保護、一般には正しい交通の指導

2　車には正しい運転をするために、最高速度を守らせる。徐行、一旦停車義務を守っていただくこと。

酒気をおびた運転をやらせない危険な自動車運転をやらない。

3　交通環境の整備を強くおし進める。　違法駐車に対する取締を強くする。

不法占拠物件、違法工作物に対する措置を強くおし進める。

主婦の力で明るい町づくり

豊浦町光クラブの活動

今月は、農繁期もいよいよという今日このごろ、とくに農村の主婦の方々の労働力を惜しむ、作業の能率化と、民主的な人間関係を打立てるために努力している、豊浦郡豊浦町県井地区光クラブの活動のもようを、若崎富子さんにおたずねした。山口県学事広報課のパンフレット「みんなのひろば」九月号の記事から転載しました。

▽　婦人会、グループ活動などに、他山の石として参考にしてください

▽　家計簿から共同炊事へ発展

光生活改善クラブが誕生したのは、さる三十年四月のことです。

まず、市、郷社屋の二部落の二十人の希望者で出発しました。

目標は、とにかく家計簿をつけよう……ということで、二年たち三年たつうちに、いろいろと生活改善合理化も、もちあがってきました。

そして、三十三年には、農繁期の共同炊事をやろう……ということになり、市部落のうち六人で試験的に始めました。

共同炊事のテストから

この共同炊事は、一日の食費をなるべくおさえ、そしておいしい栄養ある食物をとることが必要です。

このため参加した家族の好みや希望も十分とり入れ、二人の炊事係りをおいて十日間にわたってやってみました。

この共同炊事が予想外の好評を受けましたので、年々希望者もふえ、昨年はとうとう六カ所で始めました。

持ち上ってきた問題点

まず、市、郷社屋の二部落の二十人の希望者で出発しました。

目標は、とにかく家計簿をつけよう……ということで、二年たち三年たつうちに、いろいろと生活改善合理化も、もちあがってきました。

そして、三十三年には、農繁期の共同炊事をやろう……ということになり、市部落のうち六人で試験的に始めました。

共同炊事のテストから

この共同炊事は、一日の食費をなるべくおさえ、そしておいしい栄養ある食物をとることが必要です。

このため参加した家族の好みや希望も十分とり入れ、二人の炊事係りをおいて十日間にわたってやってみました。

この共同炊事が予想外の好評を受けましたので、年々希望者もふえ、昨年はとうとう六カ所で始めました。

持ち上ってきた問題点

共同炊事が広まるにつれて、食品衛生、必要な野菜の栽培方法、共同作業、部落の融和などについて、いろいろと問題がもちあがってきました。

このためつぎのように対策を進めました。

「食品衛生」では、保健所に頼んで炊事係のための衛生講習会をもちました。

また「料理」では、普及員から指導を受けて調理技術の向上につとめ、さらに「野菜の自給」のためには、普及員の指導で計画栽培にふみ切り、苗作りでは思わぬ好成績をあげました。

共同炊事の一番問題点となっている部落民の和合も、同じ釜の飯を食つた……という親近感が生まれ、その上安あがりにやれたという点とから、ことしは田植えの共同作業まで始めた部落もあります。

◆こんなに役立つた共同炊事（部落民の心がなごやかに）

十年近くもできなかつた部落慰安会が共同炊事の形でできたためまた、炊事から田植えで、共同で仕らく楽しさがうまれ、気分的なゆとりが吹つとんだが、これは将来農業の共同経営への一段階として、役立つのではないかと思われる。

さらに献立てに従つて炊事することが、たれでもやれることがわかり、これが日常の家庭生活にも生かされてきた。

これで主婦の料理作りへのなやみが消えただけでなく、子どもでもやれるようになつた。

食品衛生の知識が高まつてきた

共同炊事を始めて、今までのように古い魚や保存食、漬物、佃煮などを食べがちだつたものが、百八十度ひつくり返つてきた。

そして、いつも新鮮で栄養たっぷりな食物となり、食慾はふえ子どもの編食なども直すのに役立つているほか、昔あつた田植後の病人が全く影をひそめ、みんなが健康になつてきた。

経費の節約はどうなつたか

副食費の節約をと、初めの年は一人一日、十八円五十銭で行なつたが、反省会の結果もつと栄養をと昨年は三十二円、今年は四十二円にし、主人や子どもたちからたいへん喜ばれた。

今春十日間の共同炊事へ

延総人員は一四三九人にのぼり一人当り一食分の副食費は、野菜外十六円、野菜五円とし、昼と夜の副食代として、一人一日四十二円かかりました。

いばらの道はまだ続くが

こうして、共同炊事、共同作業へと、しだいに農業経営の合理化へ進んできておりますが、私たちの一番のなやみは、農業経営の将来の問題です。

私たちのところは、兼業農家が多く、若い男子はほとんど給料取りになつて、農業の担い手が老人だということです。

こうしたことからも、将来の農作業を婦人の力でやるからにはぜひとも共同作業による合理化が必要と思いますが、これにはやはり相当のむずかしい問題が横たわっています。

産米の出荷好調

九月末　二千余俵

本年産米の出荷の出足は好調で九月末日までの売込状況は、去のとおりです。

品質は、まずまずというところです。この写真は、花尾八幡宮の「補安」の一コマです。

1　最後の仕上米の選別をよくすること

2　出荷前にかならず食糧検査員の下見検査を受けること

3　酒米については、特にこれらの点を励行して、よい米を作ることが必要です。

36年産米の予約申込および出荷状況
(9.30現在)

地区別	予約目標	予約申込実績	出荷実績 普通米(60kg)	酒米(30kg)	もち米(60kg)	合計
	俵	俵	俵	俵	俵	俵
農地	12.200	11.335	102	111	5	162.5
島地	11.000	9.757	72	135		139.5
串	4.100	3.673	92	544		364
八坂	9.700	8.888	449	685	3	794.5
柚野	3.000	2.913	524	58	5	558
計	40.000	36.566	1.239	1.533	13	2.018.5

徳地町商工会の設立準備進む

このほど、関係者の間でかねて懸案となつていた徳地町商工会の一本化発足が、十二月目標で推進することが申し合わされました。

なお設立発起人はつぎのとおり

岡崎光雄、田辺正二、千々松義雄、三井弥生、荒瀬清（以上出雲）

中村寿人、井上孝雄、山本五男（以上島地）伊藤鈴市、有井良一

竹内知行、上野義秀、藤本治郎、上野梅雄、下田正二、大中静春（以上八坂）斉藤盟司、藤村一（以上柚野）

田村邦泰（以上串）の方々です

二重加入できないもの

国民年金と厚生年金、健康保険と国民健康保険は、いずれも二重に加入できないことになっております。

会社、工場などに就職しておられる方で、つぎに該当される方は早く届出をしてください。

就職先で厚生年金に加入した人

国民年金に加入しておられる方が、ある会社や工場に就職せられ職場で厚生年金に加入したときは国民年金から脱退しなければなりません。

退職した場合は、届出をして再び国民年金に加入することになりますので、印鑑をお持ちください

就職先の健康保険に加入した人

国民健康保険に加入している人が、就職先での健康保険に加入した場合は、国民健康保険は脱退しなければなりません。

届出の際は、就職先から交付せられた被保険者証と、役場から交付した国民保険の被保険者証の両方と印鑑をご持参ください。

手続きをしたら、保険税も軽減されます。

あちこちで秋祭りがにぎやかでした。この写真は、花尾八幡宮の「補安」の一コマです。

記

一　禁漁期間

十月五日から十一月二十日まで

二　禁漁区域

大原湖区域内の元、柚野小学校附近より上流祖父第一橋までおよび笹カ滝の非滝跡までの間。

この期間中は、大原湖上流一帯でヶアユヶの産卵が行われますので、これを保護しようというものです。

皆さまのご協力をお願いします

もれなく秋の大掃除を

県では、来る十一月中を「秋季清掃強調月間」として、強く運動を進めることになっています。

町でもこれに呼応して、十一月中に家屋内外の大掃除をしていただくことになりました。

むかしは、習慣的に春秋二回家屋内外の清掃をしておりましたが戦後は、しだいにこのよい習慣も忘れ去られていました。

くわしいことは、隣在員さんを通じてお知らせしますが、できれば、部落ごとに計画を立て、いつせいに実施するようしたいものです。なおこれは清掃法という法律に基いて行われるものです。

世帯主に対する療養給付率の引上げ

被保険者世帯の経済的負担の軽減と受診の確保をはかるため十月一日から、つぎの二点について給付率の改正が行われました。

一、結核性疾病は従来の五割給付を七割給付に改められた。

二、精神障害についても、同様に七割給付に改正されたこと。

しかし、一、二とも世帯主に限ります。

三才児の健康を診査

幼児期は、身体発育および精神発達の面から、もつとも重要な時期です。

そこで、児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、今回、新しく三才児（満三才をこえ、満四才に達しない児童をいう）に対する健康診査が実施されることになりました。

実施の時期は、決定しだいお知らせしますが、だいたい十一月中に終る予定になっており、町では該当者の名簿を作る作業をしておりますが、実施の際は進んで検診を受け、幼児の健康と発育を守ってあげましょう。

新生児の訪問指導が行われます

これも児童福祉法の一部を改正せられた結果、新生児（生後二十八日を経過しない乳児）について訪問指導が行われることになりました。

これは、新生児は、外界に対する抵抗が極めて弱く、死亡率も幼児の中では一番高率を示しておりますので、新生児を養育するうえで、必要なことがらを、家庭訪問によつて指導し、早く適切な措置を講じようというわけです。

実施時期など定まりしだい、くわしくお知らせします。

出しましょう　公給領収証もらいましょう

十月は、料理飲食店消費税の「公給領収証の受領交付強調月間」中です。

業者の方は、公給領収証を発行し、お客さんは、かならずそれを受けとつていただくよう、ご協力をお願いします。

（県税だより）

十月二十二日から一週間

薬と健康の週間

薬は食品などと異り、その使い方を一歩誤まれば、たいへんな結果になることがあります。

そこで、ふだんから薬に対するいろいろの知識を深めて、明るい健康な暮しをしたいものです。

……

診療報酬からみた国保の実態

季節でいく分の違いはありますが、あまり大差はないので、七月分の診療報酬を発表して、実態のあらましをお知らせしますと

費用総額は、三五七万四千円町給付総額は一七八万九千円で一人当り二六〇余円になります。

つぎに病類別に傷病（件数）分布状況をみるため、これを大きく分類して計算しますと

1　消化器疾患が三一%
2　呼吸器疾患が一五%
3　神経系疾患が一二%
4　皮ふ系疾患の一〇%
5　高血圧が五%
皮ふ炎も同じく五%

このように五〇%弱を占めており、これが主な疾病ですが、私たちは、今一度、保健衛生についてじつくり考えてみる必要があるようです。

さらにこれを小さく分けると

1　感冒などで一〇%
2　胃炎、胃潰瘍、十二指腸の一〇%
3　歯牙で九%
4　下痢、腸炎の八%
5　高血圧が五%
皮ふ炎も同じく五%

このように五〇%弱を占めており、これが主な疾病ですが、私たちは、今一度、保健衛生についてじつくり考えてみる必要があるようです。

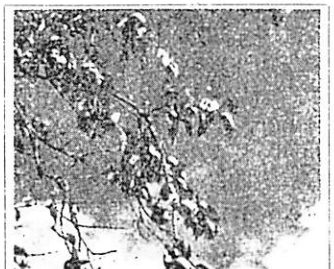

秋の味覚

投書

時間を守りましょう

島地　YS生寄

集会の「時間厳守」という声はずいぶん古くさいものですが、いまだに守られていない一大欠陥です。

部落常会の通知でも、時間を知らせるようになつたのも最近のこと、しかも集まるのは一時間以上もおくれるのが普通のようです。

開会が一時間おくれることは致命的においても大いに考えるべきだと思います。

時間がきたら会議をはじめてどしどし進行させ、おくれてきたものには、異議をいわせないようにすれば、自然に集合時間も守られるようになると思います。

当事者も一般も、みんなお互いのめいわくにならないよう、努められるよう望みます。

大原湖上流を禁漁区

10月5日～11月20日まで

町および佐波川漁業協同組合において、佐波川ダム（大原湖）上流のつぎの地域を、自治禁漁区に設定し、大原湖上流で、孵化するヶ々陸産アユヶの保護増殖に努めることになりました。

―142―